

GX 戦略地域の公募に関する FAQ

(最終更新：2026 年 1 月 27 日)

目次

0. 全類型共通	3
0-1 申請内容は公表されるか。	3
0-2 第2回公募は実施されるのか。	3
0-3 各類型について、選定要件に必須項目や足切り基準はあるか。	3
0-4 各類型の合格件数はどの程度の見込みか。	3
0-5 複数の類型に申請することは可能か。	3
0-6 申請書の記載内容に中止・計画変更等があった場合、どのような取扱いになるか。	3
0-7 地域選定に伴う予算支援等はあるか。また、どのような支援が享受可能か。	3
0-8 有望地域又は GX 戦略地域に選定された場合、共同申請者名についても公表されるか。	4
1. コンビナート等再生型	5
1-1 記載事項 3. 1 と 3. 2 にはそれぞれ何を記載すべきか。	5
1-2 経済波及効果はどのような時間軸・算出方法で算出すべきか。	5
1-3 地域の雇用・人材への配慮に関する記載事項にはどのような内容を記載すべきか。	5
2. データセンター集積型	6
2-1 既に地域内に立地しているデータセンターを「GW 級」の内数に含めて良いか。	6
2-2 一都道府県内で複数の候補エリアについて申請計画書を提出する場合、インフラ以外の項目（産業競争力や脱炭素に関する事項）については都道府県としての計画については同じ内容を記載しても問題ないか。	6
2-3 選定要件に記載された「3年以内の造成」や「半径 10km 圏内」などの定量的な目安は、審査において必須条件となるのか。	6
2-4 データセンター集積拠点として、団地の一部分の区画のみを候補として申請することは可能か。	6
2-5 GX 戦略地域の選定後に、先行的・計画的整備により自治体が確保した電力容量を将来的にデータセンター以外の産業に振り分けることは可能か。	6
2-6 有望地域選定後に電力申込を行う主体は共同申請者である市区町村でも良いか。	6
2-7 有望地域選定時及び GX 戦略地域選定時にはどのような情報が公表される予定か。	6
2-8 「GW 級」という電力規模に対し下限値は設定されているか。	7
2-9 「5. 2 候補エリアに対するデータセンター事業者からの立地ニーズ」において、事業者からの検討状況の記載では、一つの事業者が複数の検討状況に当たる場合、それぞれに 1 件ずつ計上して良いか。	7
3. 脱炭素電源活用型	8
3-1 脱炭素電源設備等の整備支援において、支援対象となる再生可能エネルギー発電設備とは具体的に何を示すのか。	8
3-2 脱炭素電源設備等の整備支援について、電源の整備主体や設置場所に制限はあるのか。例えば、GX 産業団地で活用する電源であって、当該団地外に設置する電源は支援対象になるのか等。	8

3-3 選定要件は総合評価とされているため、例えば要件5の「入居企業に対して、脱炭素電源を100%活用すること、を要件として課すこと」は必須ではないのか。 ..	8
3-4 要件5の「入居企業に対して、脱炭素電源を100%活用すること、を要件として課すこと」は、全量が非化石証書の活用でも認められるか。 ..	8
3-5 産業団地整備の期限はあるか。 ..	9
3-6 要件5の「入居企業に対して、申請自治体内の脱炭素電源を積極的に活用すること、を要件として課すこと」において、申請自治体が市区町村であっても、都道府県内の電源であればこの要件を満たすか。	9
3-7 団地の一部分の区画のみをGX産業団地の候補として申請することは可能か。 ..	9
3-8 支援策にある「GX産業団地の整備に向けた検討サポート」とは具体的にどういった内容を想定しているか。 ..	9
3-9 官民連携で産業団地の整備を検討しており民間事業者が当該団地整備の事業主体となるなど、地方公共団体と民間事業者に整備事業費がまたがる場合、(様式1)2.2「資金調達計画」の欄では、どのように記載するべきか。 ..	9
3-10 「長期脱炭素電源オーバークション制度」において、合成メタンが脱炭素電源として位置付けられているが、③脱炭素電源活用型(GX産業団地)別紙1「脱炭素電源と取り扱う電源種等において」において、今回の公募で、合成メタンが本制度における脱炭素電源の対象でないのはなぜか。 ..	9

0. 全類型共通

0-1 申請内容は公表されるか。

(回答) 選定された地域のみ、自治体名や計画の概要等について公表することを想定しています。なお、公募要領に記載のとおり、非公表としている記載事項については、申請書類に明記ください。

0-2 第2回公募は実施されるのか。

(回答) 現時点では未定です。

0-3 各類型について、選定要件に必須項目や足切り基準はあるか。

(回答) 12/22 の中間とりまとめ資料にお示ししたとおり、外部有識者による審査委員会において、全ての評価項目を総合的に評価した上で、選定することとなります。

0-4 各類型の合格件数はどの程度の見込みか。

(回答) 現時点では決まっておらず、外部有識者による審査委員会で審査した上で、決まることがあります。

0-5 複数の類型に申請することは可能か。

(回答) 一つの地方公共団体が複数の類型（例：コンビナート等再生型／脱炭素電源活用型）に応募することは可能です。

0-6 申請書の記載内容に中止・計画変更等があった場合、どのような取扱いになるか。

(回答) 公募申請後、事業計画の精緻化等を行う過程で、申請書に記載された内容の中止や計画変更はあり得るものと認識しております。他方で、有望地域又は GX 戦略地域に選定されたのちに、当該中止・変更が発生し、全体構想の実現に大きく影響するような場合には、外部有識者による審査委員会等の判断を踏まえ、選定を取り消す可能性があることは留意ください。（各類型の公募要領『選定の取消し等』を参照）

なお、有望地域又は GX 戦略地域選定後に予算支援を適用した個別事業の場合は、事業中止に伴い補助金の返還が生じる可能性があることは留意ください。

0-7 地域選定に伴う予算支援等はあるか。また、どのような支援が享受可能か。

(回答) 本公募は地域選定を目的としたものであり、予算支援に際しては個別予算事業に申請いただく必要があります。なお、個別予算事業ごとに支援要件が設けられるため、選定地域の事業であって、当該予算事業の要件を満たしたものに対して支援を行うことを想定しております。詳細は GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループの中間とりまとめや、今後実施予定の予算事業の公募要領等を御参照ください。

0-8 有望地域又は GX 戦略地域に選定された場合、共同申請者名についても公表されるか。

(回答) 選定結果については、現状、主たる申請者名と計画概要に合わせて、共同申請者名も公表する可能性があります。なお、非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象個所がわかるように、「非公表」と御記載ください。

1. コンビナート等再生型

1-1 記載事項3. 1と3. 2にはそれぞれ何を記載すべきか。

(回答) 公募要領に記載の通り、コンビナート等再生型の様式（1）記載事項3. 1では、当該地域の目指す姿や地域全体で実施予定の事業について、記載事項3. 2では、当該地域での事業実施が見込まれている具体的な個別事業について御記載ください。

1-2 経済波及効果はどのような時間軸・算出方法で算出すべきか。

(回答) 要件4の経済波及効果については、公募要領の通り、各都道府県又は政令指定都市の最新の産業連関表を活用した一次波及効果のみを算定いただき、その前提や根拠（個別事業ごとに想定される波及効果等）を詳述ください。前提や根拠等も含めて、頂いた情報は第三者委員会で審査させていただきます。なお、雇用創出については、特に算出方法を指定しておりませんので、申請者で御判断ください。ただし、その根拠は詳述ください。

1-3 地域の雇用・人材への配慮に関する記載事項にはどのような内容を記載すべきか。

(回答) 要件8の地域の雇用・人材への配慮については、特段画一的な施策を求めていない訳ではありません。コンビナート等再生型では、コンビナート等の停止やその後の新規事業に伴う人材の流出・流入が発生する可能性も考えらえるため、こうした項目を設けております。地域の実情を踏まえながら事業者と自治体が密に連携し、適切な対処をしていくことをお示しください。

※ 申請内容の中止・計画変更や予算支援等に関する問い合わせを多くいただいておりますが、これらの点に関しては、全類型共通の0-6や0-8を御参照ください。

2. データセンター集積型

2-1 既に地域内に立地しているデータセンターを「GW級」の内数に含めて良いか。

(回答) 既に建設済み又は着工済のデータセンターは「GW級」の内数には含みません。一方で、着工前で電力申込済みである場合は、その申込済みの電力を「GW級」の内数として申請することが可能です。その際、様式（1）3. 電力インフラの整備に関する事項にて、事業者による申込内容と、これを踏まえて有望地域選定後に自治体として申込を見込む電力容量を御記載ください。

2-2 一都道府県内で複数の候補エリアについて申請計画書を提出する場合、インフラ以外の項目（産業競争力や脱炭素に関する事項）については都道府県としての計画については同じ内容を記載しても問題ないか。

(回答) 同じ内容を記載いただくことで問題ございません。ただし、複数エリアについてそれぞれ申請を行う場合は、各申請書の内容に齟齬が無いようお願ひいたします。

2-3 選定要件に記載された「3年以内の造成」や「半径 10km 圏内」などの定量的な目安は、審査において必須条件となるのか。

(回答) 12/22 の中間とりまとめ資料にお示ししたとおり、外部有識者による審査委員会において、全ての評価項目を総合的に評価した上で、選定することとなります。

2-4 データセンター集積拠点として、団地の一部分の区画のみを候補として申請することは可能か。

(回答) 可能です。当該区画をもって、データセンター集積拠点としての審査を行います。

2-5 GX 戦略地域の選定後に、先行的・計画的整備により自治体が確保した電力容量を将来的にデータセンター以外の産業に振り分けることは可能か。

(回答) 今般の先行的・計画的な電力系統の整備については、データセンター集積拠点を形成するために行うものであり、現時点でその他産業のために電力容量を振り分けることは想定しておりません。

2-6 有望地域選定後に電力申込を行う主体は共同申請者である市区町村でも良いか。

(回答) 有望地域選定時点において、GW級の容量のうち事業者が申込済みでないものに関しては、申請自治体が電力申込を行うこととします。電力申込を行う自治体は、共同申請者である市区町村でも問題ありません。

2-7 有望地域選定時及びGX 戦略地域選定時にはどのような情報が公表される予定か。

(回答) データセンター集積型においては、申請書類の機微性や競争上の観点等を踏まえて、有望地域選定時は都道府県名等の情報を公表し、GX 戰略地域選定時には、今後データセン

ターを誘致する上で提示する必要があると考えられる情報について公表することを想定しております。

2-8 「GW 級」という電力規模に対し下限値は設定されているか。

(回答) 下限値は設定しておりませんが、選定要件として「将来的な GW 級への拡張可能性があること」と定めていることにご留意ください。各項目の申請内容を踏まえ、外部有識者による審査委員会にて評価を行います。

2-9 「5. 2 候補エリアに対するデータセンター事業者からの立地ニーズ」において、事業者からの検討状況の記載では、一つの事業者が複数の検討状況に当てはある場合、それぞれに 1 件ずつ計上して良いか。

(回答) ある事業者の検討状況が複数の選択肢に該当する場合は、より検討が進んでいる方の選択肢に計上し、重複計上を避けてください。

3. 脱炭素電源活用型

3-1 脱炭素電源設備等の整備支援において、支援対象となる再生可能エネルギー発電設備とは具体的に何を示すのか。

(回答) 申請を行う地方公共団体が、電源開発等における規律確保の観点を確認することを前提に、以下の電源を支援対象とすることを想定しています。詳細については、「GX 戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業」の交付要綱等でお示しします。

風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽光発電（※）

発電設備以外の支援対象については、「GX 産業構造のための GX 産業立地ワーキンググループ」中間とりまとめ p. 47 を御参照ください。

（※）2025年12月23日に「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を踏まえ地域との共生が図られた電源のみを対象とします。

3-2 脱炭素電源設備等の整備支援について、電源の整備主体や設置場所に制限はあるのか。例えば、GX 産業団地で活用する電源であって、当該団地外に設置する電源は支援対象になるのか等。

(回答) 自家発自家消費やコーポレート PPA により、GX 産業団地内に電力供給を行う脱炭素電源（発電量や需要量の変動により、GX 産業団地内で消費できずにやむを得ず余剰電力が生じた場合には、GX 産業団地外への売電を認める想定です。）であることを前提に、GX 戦略地域に選定された地方公共団体内（GX 産業団地の内外を問わない）に設置される電源を支援対象とする予定です。なお、電源の整備主体は問いません（地方公共団体、GX 産業団地への進出事業者、PPA 事業者 等）が、民間事業者が整備主体となる場合でも、助成金は選定された地方公共団体を通して活用されることを予定しております。

3-3 選定要件は総合評価とされているため、例えば要件5の「入居企業に対して、脱炭素電源を100%活用すること、を要件として課すこと」は必須ではないのか。

(回答) 外部有識者による審査委員会において、全ての要件を総合的に評価していくこととなります。なお、脱炭素電源の活用については、GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループでの議論のとおり、GX 産業団地の根幹となる要件であると考えております。

3-4 要件5の「入居企業に対して、脱炭素電源を 100% 活用すること、を要件として課すこと」は、全量が非化石証書の活用でも認められるか。

(回答) 電力量の全量が非化石証書の活用を前提とした計画も、選定要件5における「脱炭素電源を 100% 活用すること」として認められます。詳細は「提出様式（1） 脱炭素電源活用型 GX 戦略地域計画申請書」p. 8 を御参照ください。ただし、選定要件に記載のとおり、自家発電・PPA を積極的に活用するものがより評価される点に御留意ください。

3-5 産業団地整備の期限はあるか。

(回答) 期限は設けておりませんが、選定要件においては「団地整備に向けて、総事業費を踏まえた資金調達計画等の内容を含む実現可能な計画を策定できること」としており、実現可能性の高い計画を御提出いただきますようお願いいたします。

3-6 要件5の「入居企業に対して、申請自治体内の脱炭素電源を積極的に活用すること」を要件として課すことにおいて、申請自治体が市区町村であっても、都道府県内の電源であればこの要件を満たすか。

(回答) 申請者が市区町村のみの場合は当該市区町村内に立地する電源のみが、都道府県が共同申請者となる場合には当該都道府県内に立地する電源が本要件の対象となります。

3-7 団地の一部分の区画のみをGX産業団地の候補として申請することは可能か。

(回答) 可能です。当該区画をもって審査を行います。

3-8 支援策にある「GX産業団地の整備に向けた検討サポート」とは具体的にどういった内容を想定しているか。

(回答) GX型の産業団地を整備する上で、土地造成の進め方や、入居企業への脱炭素電力の活用義務付け等について、実務プロセスの更なる具体化を支援する伴走的なサポートを検討しております。

3-9 官民連携で産業団地の整備を検討しており民間事業者が当該団地整備の事業主体となるなど、地方公共団体と民間事業者に整備事業費がまたがる場合、(様式1)2.2「資金調達計画」の欄では、どのように記載するべきか。

(回答) 産業団地の資金調達計画は、団地整備が民間事業者にまたがる場合には、申請地方公共団体に加えて当該事業者の資金計画についてもご記載いただき、当該団地整備の実現可能性が分かるようお示しください。

3-10 「長期脱炭素電源オーケション制度」において、合成メタンが脱炭素電源として位置付けられているが、③脱炭素電源活用型(GX産業団地)別紙1「脱炭素電源と取り扱う電源種等において」において、今回の公募で、合成メタンが本制度における脱炭素電源の対象でないのはなぜか。

(回答) 合成メタンは、「長期脱炭素電源オーケション制度」において脱炭素電源として位置付けられておりますが、現時点において、発電分野での合成メタンの利用は限定的であることや、混焼率などの具体的な要件については今後の検討が必要との理由により応札対象外になっているため、今回の公募においては、③脱炭素電源活用型(GX産業団地)別紙1においては、脱炭素電源の対象外として扱うこととしました。